

議案第 19 号

佐倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 19 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市後期高齢者医療に関する条例（平成20年佐倉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- （5）法第55条の2第1項の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により佐倉市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附則第3項の前の見出し並びに同項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。